

## 労働保険事務組合のご案内

# 労働保険の手続き、 まとめてお任せください!

労働保険(労災保険・雇用保険)に関する複雑な手続きを、  
事業主の皆様には代わってサポートいたします。  
事務負担を軽減し、本来の業務に専念できる環境づくりを  
お手伝いします。



### 労働保険事務組合とは?

労働保険事務組合とは、事業主に代わって労働保険に関する各種  
手続きを行うことについて、厚生労働省の認可を受けた団体です。  
中小事業主の皆様には代わり、労働保険の成立手続、年度更新、各種  
届出などを適正かつ円滑に行います。

### 労働保険事務組合は誰でも加入できるの?

主に、常時使用する労働者数が一定規模以下の中小事業主の方が対象となります。  
業種により基準は異なりますが、小売業・サービス業・卸売業・製造業など、  
幅広い業種でご利用いただけます。  
加入の可否については、次の通り事業内容や従業員数を確認のうえ、お申込みください。

金融・保険・不動産・  
小売業にあっては  
**50人**以下



卸売の事業・  
サービス業にあっては  
**100人**以下



その他の事業に  
あっては  
**300人**以下



### 委託できる事務の範囲は?

複雑な行政手続きを、専門的にサポートいたします。  
主に次のような労働保険に関する事務を委託できます。

- ✓ 労働保険の成立・廃止手続き
- ✓ 概算保険料・確定保険料の申告(年度更新)
- ✓ 雇用保険の資格取得・喪失届
- ✓ その他労働保険の各種変更届
- ✓ 労災保険の特別加入に関する届出
- ✓ 労働保険料の申告・納付事務



なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の  
保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行う  
ことのできる事務から除かれています。

公益社団法人  
**大阪労働基準連合会**

労働保険事務組合担当まで

☎ **06-6942-7404**

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4階

労働保険の  
手続きでお困りの  
ことがございましたら、  
お気軽に  
ご相談ください。

### 加入するメリットは?

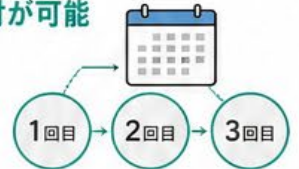
#### 1 事務負担の大幅な軽減

法改正への対応や申告期限の管理を  
含め、専門的な手続きを安心して  
任せることができます。



#### 2 労働保険料の分割納付が可能

一定の条件のもと、労働保険料を  
年3回に分けて納付することが  
できます。



#### 3 事業主も労災保険に加入できる

通常は対象外となる事業主や役員も、  
「特別加入制度」を利用することで  
補償を受けることが可能になります。



### 特別加入制度とは?

通常、事業主や役員は労災保険の対象となりません。  
しかし、労働保険事務組合に事務を委託することで、一定の  
要件のもと「中小事業主等の特別加入制度」を利用することが  
できます。  
これにより、業務中や通勤途中の災害について、労災保険に  
よる補償を受けることが可能となります。



### 事務手数料は?

事務手数料は、事業場の規模や委託内容に応じて決定されます。  
詳細につきましては、事業内容や従業員数をお伺いしたうえで、  
個別にご案内いたします。  
どうぞお気軽にご相談ください。



### 各種ご案内・ダウンロードはこちら



**加入のご案内はこちら**  
ダウンロードしてお使いください。



**社会保険労務士の皆様へ**  
(労働保険事務組合事業の勧誘員の募集について)  
詳細はこちらをご覧ください。



**労働保険事務組合委託事業場の皆様へ**  
詳細はこちらをご覧ください。



### 加入までの流れ



# 事務組合委託・特別加入の手数料

事務組合委託及び特別加入の手数料は、下記のとおりとなります。



## 事務手数料(年額)

労働者数により区分されます。

労働者数	年額(税抜)
1～4人	15,000円
5～15人	20,000円
16～30人	35,000円
31～49人	57,000円
50～99人	105,000円
100人以上	150,000円

※手数料には別途消費税が必要です。



## 特別加入手数料(年額)

特別加入者1人につき


# 1,500円

※手数料には別途消費税が必要です。



### 特別加入とは？

通常、事業主や役員は労災保険の対象となりませんが、事務組合を通じて「特別加入」することで、業務中や通勤途中の災害について、労災保険による補償を受けることが可能になります。

 上記の手数料は、事業場の規模や委託内容に応じて決定されます。詳細につきましては、事業内容や従業員数をお伺いしたうえで、個別にご案内いたします。どうぞお気軽にご相談ください。

## 特別加入した場合の労災保険給付の具体例

給付基礎日額を1万円とした場合の給付例

業務災害や通勤災害でケガや病気をした場合にサポートします！



### 療養(補償)等給付

業務上または通勤による負傷・疾病について、治療に要した費用(療養の給付)や、必要な治療を受けるための費用などが支給されます。

**例** 業務中に転倒して骨折し、入院・通院治療を受けた場合

治療費・入院費・通院費など  
(全額支給)



### 休業(補償)等給付

業務上のケガや病気で働けず、賃金を受けられない場合に、休業4日目以降の所得を補償します。

**例** 業務中の事故で30日間仕事を休んだ場合

給付基礎日額1万円×80%×27日  
= **216,000円** が支給されます。



### 障害(補償)等給付

ケガや病気が治った後に、身体に一定の障害が残った場合に、その程度に応じて年金または一時金が支給されます。

**例** 業務中の事故により、後遺障害が残った場合(等級第7級)

給付基礎日額1万円×131日分  
= **1,310,000円** が支給されます。  
(年金で受給した場合の例)



### 遺族(補償)等給付

業務上の災害により死亡した場合に、遺族に対して年金または一時金が支給されます。

**例** 業務中の事故で死亡した場合(遺族：配偶者と子2人)

給付基礎日額1万円×223日分  
= **2,230,000円** が支給されます。  
(年金で受給した場合の例)



### ポイント

- ・上記は給付の一例です。実際の給付額は、災害の内容や等級、給付基礎日額などにより異なります。
- ・労災保険の給付には、治療費の自己負担が原則不要など、手厚い補償があります。



お問い合わせはこちら

公益社団法人  
**大阪労働基準連合会**  
労働保険事務組合担当まで

労働保険の手続きでお困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。



**06-6942-7404**

